

ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定の改定内容

改定前	改定後
<p>第8条 口座振替サービス</p> <p>(4) 領収書の不発行 口座振替サービスにおいては、前項の取扱手数料の領収書の発行は行わないものとします。</p> <p>(5) 依頼内容の書面での通知</p> <p>(6) 依頼内容の取消・変更</p> <p>(7) 処理結果の確認等</p>	<p>第8条 口座振替サービス</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 依頼内容の書面での通知</p> <p>(5) 依頼内容の取消・変更</p> <p>(6) 処理結果の確認等</p>
<p>第9条 地方税納付サービス</p> <p>(4) 領収書の不発行 地方税納付サービスにおいては、前項の取扱手数料の領収書の発行は行わないものものとします。</p>	<p>第9条 地方税納付サービス</p> <p>(削除)</p>
<p>第10条 税金・各種料金払込サービス</p> <p>(11) 領収書の不発行 税金・各種料金払込サービスにおいては、料金等払込に係る領収書の発行は行わないものものとします。</p> <p>(12) 収納等に関する照会</p>	<p>第10条 税金・各種料金払込サービス</p> <p>(削除)</p> <p>(11) 収納等に関する照会</p>
<p>第13条 領収書の不発行</p> <p>本サービスにおいては、前条第1項、第2項および第3項の手数料の領収書の発行は行わないものものとします。</p>	<p>第13条 (削除)</p>
<p>第16条 解約等</p> <p>(2) 強制解約</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p>	<p>第16条 解約等</p> <p>(2) 強制解約</p> <p>③電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p>
<p>第25条 本規定の適用日</p> <p>本規定は、2022年3月22日より適用されるものものとします。</p>	<p>第25条 本規定の適用日</p> <p>本規定は、2023年10月1日より適用されるものものとします。</p>